

令和6年度 保育園・認定こども園等 入園案内

今年度から、オンラインのみでの申込となります。

- スマートフォンから→QRコードを読み取りお申込みください。
- パソコンから→半田市ホームページのページ番号検索にて「1006442」を入力し、ページ内のリンク先よりお申込みください。



半田市子ども未来部幼児保育課

【電話】 0569-84-0660（直通）

保育園・認定こども園等について

保護者の就労・疾病・障がい・介護・看護・出産・災害等の理由により、家庭において十分な保育ができない場合に、保護者に代わって、お子さんを保育する施設です。

小規模保育事業所については、0～2歳のお子さんを少人数でお預かりします。

【認定こども園とは】

保護者が働いている、いないに関わらず就学前のお子さんが利用できる施設で、幼児教育・保育の一体的な提供を行います。

保育園・認定こども園等を利用するには

幼稚園・保育園・認定こども園・小規模保育事業所を利用するためには、半田市に住民票があり、教育・保育を受けるための「認定」を受けることが必要になります。「認定」には3つの区分があり、お子さんが満3歳以上で、幼稚園などでの教育を希望する場合は、1号認定を受けることができます。また、両親が就労しているなど保育を必要とする場合（「保育の必要な事由」2ページ参照）は、お子さんの年齢が満3歳以上は2号認定、満3歳未満は3号認定を受けることができます。認定には申請が必要となり、幼稚園や保育園などの入園申込みにあわせて手続きをすることになります。

■認定区分

認定区分	対象となる子ども	保育必要量	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	教育標準時間	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育園・認定こども園
		保育短時間	
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育標準時間	保育園・認定こども園
		保育短時間	小規模保育事業所

●保育必要量の認定について

2・3号認定については、保育の必要な時間によって「保育必要量」の認定も行われます。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2つの区分があります。「保育必要量」の認定については、ご家庭の状況等を踏まえ認定し、施設を利用できる時間が次のとおりとなります。

保育標準時間	保護者が月120時間以上の勤務をしている等の理由で保育を必要とする場合 最大利用時間：7時30分～18時30分（11時間）
保育短時間	保護者が月120時間未満の勤務をしている等の理由で保育を必要とする場合 最大利用時間：8時～16時（8時間）

※施設の開所時間が11時間に満たない場合は、施設の開所時間が最大利用時間となります。

※保育標準時間に該当する世帯であっても、利用時間が8時～16時（8時間）の場合は、保育短時間の認定となります。

保育園・認定こども園（長時間利用）等の入園要件

保育園・認定こども園（長時間利用）・小規模保育事業所を利用するための「認定」を受けるには、児童の保護者が次のいずれかの事由に該当していることが要件となります。

■保育の必要な事由

①就労	月 60 時間以上就労することを常態としている場合
②妊娠・出産（※）	妊娠中であるか出産後間もない場合
③保護者の疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、または精神若しくは身体に障がいを有している場合
④同居親族の介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）を常時介護、または看護している場合（月 60 時間以上）
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
⑥求職活動・起業準備予定	現時点で求職活動・起業準備実績はないが、入園希望月から求職活動・起業準備をはじめめる場合
⑦育児休業（3歳児以上）	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得している場合 ただし、入所希望の児童の保育利用期間中に復職する必要あり
⑧就学（職業訓練校を含む）	教育施設、若しくは職業訓練校等に在学している場合 （月 60 時間以上）
⑨上記以外	その他上記以外の特別な事情により保育が困難な場合

※②妊娠・出産での保育施設等の利用可能期間は、出産予定月を中心に産前 2 か月、産後 2 か月の全 5 か月間

入園申込みに必要な書類

① 保育の必要な事由を証明する書類（両親）

両親それぞれの状況に応じた「保育の必要な事由を証明する書類（3ページ参照）」をご提出ください。

② 保育料算定に必要な書類（該当者のみ）

令和 5 年 1 月 1 日以前から半田市在住の方は必要ありませんが、令和 5 年 1 月 2 日以降に半田市に転入された方又は転入予定の方は、マイナンバーにより税情報の照会をさせていただきます。

※照会等が出来ない場合は市町村民税所得割額が分かる書類(令和 5 年度所得課税証明書)の提出を別途依頼することがあります。

※保護者が海外で勤務しており、日本国内での収入がない方については、海外勤務の収入が分かる書類が必要です。

③ 半田市に転入予定の方

半田市に転入予定の方は、上記の書類とあわせて「転入先の住所が分かる書類（契約書等）」の提出が必要となります。※入園月の前月末までに、半田市に住民登録をしていただく必要があります。

●保育の必要な事由を証明する書類（両親）

事由		必要書類	注意事項
就 労	居宅外労働 (会社員・パート・外交員等)	●就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>月60時間以上の就労が要件(就労要件)</u>となるため、就労証明書に「勤務日数」「勤務時間」の記入があるかご確認ください。 ※就労要件を満たしていない場合、または書類に不備がある場合は、受付できません。 ※<u>育児短時間制度等を取得する場合は、取得後の勤務日数、勤務時間をご記入ください。</u> ・<u>就労証明書は、入園月以降の状況を雇用主に記入してもらってください。</u> ・居宅内労働については、<u>児童と離れて就労していること</u>などを確認します。 ・自営業で、事業専従者(家族従業員)は、就労証明書を事業主に記入してもらい提出してください。 ・内職は3歳児以上のみ可とします。
	居宅内労働 (内職)		
	自営業 (個人事業主)	<ul style="list-style-type: none"> ●就労証明書 ●確定申告書(前年分) ※事業を開始したばかりで確定申告をしていない場合は、税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書を提出してください。	
疾病・障がい		●医師の診断書・身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書は、<u>保育が困難であることが分かるもの</u>を提出してください。 ・身体障害者手帳等は、<u>氏名と障がいの程度が分かる部分</u>を提出してください。 ・介護・看護にあたる場合は、<u>就労要件の時間</u>が必要です。
同居親族または、長期入院をしている親族の介護・看護		●要介護度が記載されている介護保険証や介護・看護が必要なことが分かる診断書等	
出産		●母子手帳等の出産予定日が分かるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の5か月間のみ入所可能です。
求職活動・起業準備予定		—	<ul style="list-style-type: none"> ・入所後3か月を経過する時点で就労している必要があります。毎月、月末までに求職活動・起業準備実績申告書を提出していただく必要があります。
育児休業 (3歳児以上)		●就労証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず雇用主に記入していただくをお願いします。 ・「育児休業の取得」の欄に、育児休業期間と復職年月日の記入がない場合、受付できません。 ・入所を希望するお子様が、保育利用希望期間中に復職する必要があります。(詳しい期間についてはP.7の「保育の利用を希望する期間」をご覧ください。)
就学		<ul style="list-style-type: none"> ●学生証等(在学証明) ●受講状況が分かるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法に規定される教育施設、職業能力開発促進法に規定される職業訓練校等に限りです。 ・<u>就労要件の時間</u>が必要です。
上記以外		※幼児保育課へお問い合わせください。	

申し込みにあたっての注意事項

【申込受付時】

- 定員を超過した場合、提出された書類の内容、ご家庭の状況等を踏まえ、市が定める基準に基づき、より保育を必要とする方を優先的に入所（内定）させていただきます。不正等を防ぐため、提出いただいた書類を差し替えることはできませんのでご注意ください。なお、提出された書類が事実と相違した場合は、入園を取り消します。
- 書類に不備等があった場合は、受付ができませんので、必要書類・注意事項等をよくご確認ください。

【利用先決定後】

- 申込時と家庭状況等に変更があった場合は、すみやかに幼児保育課までご連絡ください。

また、入園後には、就労証明書や給与明細書の提出、職場への電話調査などで実績を確認させていただきます。

【育児休業から復職される方】

- 入園月において、復職日から起算して月末までの就労時間が 60 時間以上（休憩時間含まない）ある必要があります。※就労証明書の「復職（予定）年月日」欄に復職年月日を記入してもらってください。

保育園・認定こども園（長時間利用）等の利用手続きの流れ

①市へ「保育の必要性」の認定申請と保育園などの利用希望施設を申込み

- 申請期間：入園希望月の前々月21日から前月の10日まで
（例）令和6年5月入園希望の場合
令和6年3月21日（木）～令和6年4月10日（水）

- 申請方法：オンラインのみでの受付

②利用希望や保育園などの状況により、市で「利用調整」を実施

- ご家庭の状況（就労の時間や形態など）を踏まえて市の定める優先順位に基づき、利用できる施設の調整を行います。

③保育園など利用施設の決定と認定証を受け取る

- 申込受付結果は、郵送にてお知らせします。面接と健康診断の実施のため、結果通知の到着前に、内定園からご連絡する場合がございます。ご了承ください。

④面接と健康診断の実施

- 内定した保育園等にて、面接と健康診断を行います。必要書類をご記入の上、お子さまと一緒にお願いします。
※面接日は、保育園等から保護者の方にご連絡して決めます。

⑤保育園などの施設利用開始

- 支給認定証、保育所入所承諾書、保育料決定通知書等をお渡しします。

保育園等一覧

区分	施設名	受入年齢	保育時間	休園日	電話
公立	岩滑こども園※1	0歳～5歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 21-2182
	葵保育園	1歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 21-5568
	板山こども園※1	0歳～5歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 27-5214
	有脇保育園	1歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 28-0757
	平地保育園	0歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 28-0575
	乙川保育園	0歳～5歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 21-4030
	白山保育園	1歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 21-4082
	東保育園	0歳～5歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 21-0901
	修農保育園	1歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 27-6209
	横川保育園	1歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 28-1761
	高根保育園 (令和7年度から民間移管予定)	1歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 28-4646
	協和保育園	0歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 22-7595
	岩滑北保育園	1歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 23-0900
	清城保育園	0歳～5歳	7時30分～18時	日曜・祝日	TEL 21-0891
	認定こども園亀崎幼稚園※1	3歳～5歳	8時30分～16時30分	日曜・祝日	TEL 28-0256
私立	半田同胞園保育所※3	0歳～5歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 24-6645
	住吉こども園※1	0歳～5歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 21-5185
	にじいろ保育園花園	0歳～5歳	7時30分～19時30分	なし	TEL 22-7646
	のぞみが丘保育園	0歳～2歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 28-6115
	みらい保育園※4	3歳～5歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 28-2858
	あさひ保育園	0歳～2歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 89-8731
	花・はなベビーハウス※2	0歳～2歳	7時30分～18時30分	日曜・祝日	TEL 24-8766
	おひさま保育園※2	0歳～2歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 89-8300
	わかば保育園※2	0歳～2歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 89-7781
	くれよん保育園※2	0歳～2歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL 58-7484
	めいてつ保育ステーション 知多半田駅ぽっぽ園※2※5	0歳～2歳	7時30分～19時	日曜・祝日	TEL052-756-2677

※1 認定こども園は、長時間利用児（保育園と同様の利用）の内容です。

※2 0～2歳までの子どもを少人数で預かる小規模保育事業所です。

※3 3～5歳児の保育(弟・妹含む)は、仮園舎（場所：旧花園保育園）にて実施します。（令和6年度～令和7年度予定）
詳細は、半田同胞園保育所（24-6645）へお問い合わせください。

※4 令和7年4月から、のぞみが丘保育園の隣接地に移転します。

※5 令和6年4月開設予定の小規模保育事業所です。（半田市広小路町150-2 名鉄知多半田駅前ビル1F）

令和6年度 保育所入所申込書の保育の利用を希望する期間

保育の利用を希望する期間については、下記を参照してください。

年齢	生年月日	保育の利用を希望する期間
5歳児 (年長)	平成30年4月2日～平成31年4月1日 (2018年4月2日～2019年4月1日)	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (2024年4月1日～2025年3月31日)
4歳児 (年中)	平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日)	令和6年4月1日～令和8年3月31日 (2024年4月1日～2026年3月31日)
3歳児 (年少)	令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日)	令和6年4月1日～令和9年3月31日 (2024年4月1日～2027年3月31日)
2歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日～2022年4月1日)	令和6年4月1日～令和10年3月31日 (2024年4月1日～2028年3月31日)
1歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日～2023年4月1日)	令和6年4月1日～令和11年3月31日 (2024年4月1日～2029年3月31日)
0歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日～2024年4月1日)	令和6年4月1日～令和12年3月31日 (2024年4月1日～2030年3月31日)

利用料（保育料）について

保育園、認定こども園、小規模保育事業所の利用料（保育料）については、保育料徴収基準額表（別添）をご参照ください。

